平成２２年（フ）第１２４４号
大阪市西区立売堀４丁目４番４号301
債務者　木本　友栄（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８４号
大阪市北区樋之口町２番13号　ジオナ天神橋904号室
債務者　清水　義幸
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０６号
大阪府寝屋川市打上新町12番16号
債務者　中井　稚子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１１号
大阪市港区磯路３丁目５番６号実島方
債務者　林　富士美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６４号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―1109号
債務者　清水　良子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７２号
大阪府守口市佐太東町１丁目16番14―203号
債務者　山本紀代美（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７４号
大阪府茨木市総持寺台４番405号
債務者　小見ケイ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８７号
大阪府門真市月出町８番21号
債務者　下元　義幸
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８８号
大阪府門真市月出町８番21号
債務者　下元ユリ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５５４号
大阪府豊中市曽根東町６丁目５番４―801号
債務者　中嶋　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７２号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目６番４―105号
債務者　森本勝博こと　李　　勝博
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７４号
大阪府東大阪市吉田下島11番６号　エレガン西岡101号
債務者　西山　光則
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７５号
大阪府東大阪市吉田下島11番６号　エレガン西岡101号
債務者　西山　真美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３６号
大阪府東大阪市楠根１丁目12番３―405号
債務者　渡邉　磨紀
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４６号
大阪府東大阪市横沼町１丁目５番24号　コーポ畠山101号
債務者　汐田　和子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７６号
大阪市西成区天神ノ森１丁目４番16号　ベルドール天神ノ森４Ｂ
債務者　松田圭二郎
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７７号
大阪市天王寺区石ヶ辻町14番12―4003号
債務者　沖田　和美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８０号
大阪府寝屋川市御幸西町４番４―111号
債務者　岡野　奈実
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部